



### 令和 年度 市 県 民 税 森 林 環 境 税 の 申 告 に つ い て 国 民 健 康 保 険 税

申告の時期となりました。申告もれのないよう3月14日までに申告してください。申告会場及び日程は、別紙のとおりです。なお、申告会場は、大変混雑が予想されます。待ち時間短縮のため、農業等の収支計算や領収書などは、必ず事前に整理して、申告会場にお越しください。(※平成26年1月より全事業主に対し、記帳と帳簿類の保管が義務化されています) 住宅借入金等特別税額控除、雑損控除、損失、譲渡のある人、消費税の申告の必要がある人は、税務署の申告会場(八女伝統工芸館)をご利用ください。

#### この申告書の提出が必要な人

- 令和 年1月1日現在、市内に住所を有する人で、前年中の状況が次に該当する人
1. 営業等、農業、不動産、配当、雑(個人年金等)、一時(生命保険満期返戻金等)などの各種所得があった人や、土地建物等を売却した人で所得税の確定申告が不要な人
2. 給与所得者で次にあげる人
①勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
②給与所得以外の所得がある人(営業等、農業、不動産、雑、配当、一時所得など)
※所得税では、給与以外の所得が20万円以下のときは、確定申告の必要はありませんが、市県民税においては申告の必要があります。
③日給等で働いている人
④年の途中で退職し、年末調整していない人(確定申告した人を除く)
⑤医療費控除などを受ける人
3. 年金・恩給などの公的年金等の受給者で次にあげる人
①公的年金以外の所得がある人(営業等、農業、不動産、雑、配当、一時所得など)
※所得税では、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下のときは、確定申告の必要はありませんが、市県民税においては申告の必要があります。
②社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などを受ける人
4. 遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税収入のみの人
5. 別居する人の扶養親族になっている人
6. 前年中に所得はなかったが、次の手続きが必要な人
①国民健康保険や福祉医療費助成の算定
②児童(扶養)手当、就学援助、公営住宅、国民年金免除の申請
③所得がない旨の証明書(所得・課税証明書)の発行など

#### この申告をしなくてもよい人

- 1. 所得税の確定申告を提出する人
2. 給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が提出されている人
3. 同一世帯の人の所得税、市県民税の申告書に扶養親族として記載されている人

#### 申告に必要なもの(裏面に記載)

八女市長あて

令和 年 月 日提出

令和 年度( 年分) 市 県 民 税 森 林 環 境 税 申 告 書 国 民 健 康 保 険 税

受付印

Form for personal information including residence (八女市), personal number, name, birth date, and occupation details.

Table for income and deductions. Columns include: 収入金額, 必要経費, 控除額, 所得金額. Rows include: 事業所得, 不動産所得, 雑所得, 総合譲渡・一時の計, 合計.

Table for social security and other deductions. Columns include: 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 本人のみ記入, 配偶者(特別)控除, 同一生計配偶者, 扶養控除, 16歳未満の扶養親族, 基礎控除, 雑損控除, 医療費控除. Includes sub-tables for family members and disaster damage.

給与・公的年金等に係る所得以外の市県民税の納税方法. Options: 給与から差引き(特別徴収), 自分で納付(普通徴収).

（ここから切り離していただく）

（ここから切り離していただく）

○営業等所得の計算

屋号	
業種	
所在地	
売上(収入)金額	①
売上原価	
期首棚卸高	②
仕入金額	③
期末棚卸高	④
小計	②+③-④
合計	①-⑤
経費計	⑦~⑳
専従者控除額	㉔
所得金額	⑥-㉓-㉔

○農業所得の計算

業種(生産作物)	
収入金額	
販売金額	①
家事消費金額	②
雑収入	③
小計	①+②+③
物産物の期首	⑤
の棚卸高	
の期末	⑥
合計	④-⑤+⑥
経費計	⑧~㉔
専従者控除額	㉔
所得金額	⑦-㉔-㉔

○給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

○事業専従者の氏名等 (配偶者86万以内・その他50万以内)

氏名	生年月日	続柄
個人番号		
個人番号		
個人番号		

申告に必要なもの

- 申告書
- 個人番号カード (申告者、扶養する家族のもの)  
※個人番号通知カードの場合は運転免許証等の身分証明書も必要
- 所得金額が証明できるもの  
○給与所得者…源泉徴収票 (なければ給与支払明細書等)  
○営業等・農業・不動産所得者…収支明細のわかるもの  
○年金受給者…源泉徴収票  
○雑 (個人年金等) 収入がある人…支払証明書等  
○生命保険等の満期返戻金を受けた人…支払機関から発行された支払証明書
- 控除証明書等 (各種控除を受ける場合に必要)  
○社会保険料控除…国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の納付証明書  
国民年金保険料の領収証または支払証明書  
○生命保険料、地震保険料控除…各控除証明書  
○医療費控除…医療費控除の明細書、医療費通知、保険で補てんされる金額がわかるもの  
※従来の医療費控除ではなくセルフメディケーション税制を選択する場合、セルフメディケーション税制の明細書、健康維持増進及び疾病予防の取組を証明する書類が必要です。  
○障害者控除…障害者手帳、療育手帳等  
○寄附金控除…寄附した団体などから交付された受領証等  
○雑損控除…り災証明書、被害にあった資産の取得時期・取得価格がわかるもの、修繕費等の領収書、保険で補てんされる金額がわかるもの

○基礎控除額

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

○生命保険料控除の計算

①平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係る控除 (新契約)

年間の支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

②平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る控除 (旧契約)

年間の支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	①に基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	②に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	①に基づき算定した控除額と②に基づき算定した控除額の合計額 (最高28,000円)

※一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の合計適用限度額は70,000円

○地震保険料控除の計算

区分	年間の支払保険料	控除額
①地震保険料	50,000円以下	支払保険料の1/2
	50,000円超	25,000円
②旧長期損害保険料 ※10年以上・満期返戻金有・平成18年 末日以前に締結	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,000円超15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
①と②両方ある場合	15,000円超	10,000円
		①と②それぞれで計算した金額の合計額 (最高25,000円)

○医療費控除の計算 ※A従来の医療費控除、Bセルフメディケーション税制の選択適用となります。

支払った医療費-保険から補てんされた金額=差引負担額
A差引負担額-(10万円と所得の5%とのいずれか少ない方の額)=控除額(限度額200万円)
B差引負担額-12,000円=控除額(限度額8万8千円)

○寄附金控除の計算

地方公共団体、住所地の共同募金会、日本赤十字社の支部、福岡県内に住所を有する社会福祉法人等への寄附が対象になります。
--

○雑損控除の計算

①差引損失額-総所得金額等×10%と
②差引損失額の内災害関連支出金額-5万円で
①と②のいずれが多い方の金額

○障害者控除の種類

・障害者控除 26万円
・特別障害者 30万円 (身体1・2級、精神1級、療育A)
・同居特別障害者 53万円

○公的年金等に係る雑所得の計算

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の人	60万円以下	0円
	60万円超130万円未満	収入金額-600,000円
	130万円以上410万円未満	収入金額×0.75-275,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85-685,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95-1,455,000円
65歳以上の人	1,000万円以上	収入金額-1,955,000円
	110万円以下	0円
	110万円超330万円未満	収入金額-1,100,000円
	330万円以上410万円未満	収入金額×0.75-275,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85-685,000円
770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95-1,455,000円	
	1,000万円以上	収入金額-1,955,000円

※上記は公的年金等の雑所得以外の所得金額が1,000万円以下の場合です。1,000万円超の場合の計算は八女市ホームページをご覧ください。

○配偶者控除・配偶者特別控除の計算

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除 (48万円以下)	一般 33万円 老人 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円
配偶者特別控除	合計所得金額	控除額	
	48万円超95万円以下	33万円	22万円 11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円 11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円 11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円 9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円 7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円 6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円 4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円 2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円 1万円	

○不動産所得の計算

種別	所得の生ずる場所	賃借人の住所・氏名	収入金額	必要経費
土地			円	円
家屋				
土地				
家屋				

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は改定償却率	本年中の償却期間	本年分の普通償却費	専用割合	本年分の必要経費算入額	未償却残高(期末残高)
		年 月	円	円		年	%	月	円	%	円	円
		.						12				
		.						12				
		.						12				
		.						12				
計												

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、右の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	
合計	

○寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円	条例指定分	都道府県	円
住所地の共同募金会 日赤支部分			市区町村	

お問合せ先

八女市役所 税務課 市民税係

〒834-8585 八女市本町647番地  
TEL(0943)23-1113(直通)